勾留の裁判に関する準抗告決定に対する検察官からの特別抗告が棄却された事例

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成 30 年 10 月 31 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（し）第 585 号
【事　件　名】 勾留の裁判に対する準抗告の裁判に対する特別抗告事件
【裁 判 結 果】 抗告棄却
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 60 条 1 項・426 条・411 条
【掲　載　誌】 裁判集刑 324 号 1 頁、裁時 1711 号 7 頁、判時 2406 号 70 頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449783

事実の概要

空港の税関検査で大麻が発見され、大麻を砂糖に入れ替えた上で、クリーン・コントロールド・デリバリーが実施された。配送業者に扮した警察官から荷物を受領した被疑者が、共犯者の運転していた乗用車の後部荷台に当該荷物を載せようとしたところで、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反にあたる、規制薬物としての所持（以下、「代替物所持罪」と呼ぶ）の被疑事実により現行犯人として逮捕・勾留された（以下、「前回勾留」と呼ぶ）。その後、勾留満期日に処分保留で釈放され、同日、以下の被疑事実で逮捕され、さらに勾留が請求された（以下、「本件勾留」と呼ぶ）。本件勾留の被疑事実は、被疑者が、共犯者との共謀の上、営利の目的で、みだりに、大麻を隠匿した航空貨物をアメリカ合衆国から発送し、本邦に陸揚げさせ、もって大麻を本邦に輸入したという大麻取締法違反の事実（以下、「営利目的輸入罪」と呼ぶ）であった。

原々審は刑訴法 60 条 1 項 2 号および 3 号の事由があるものと認めて、被疑者を勾留したが、弁護人は準抗告を申し立てた。原審（大阪地決平 20・10・15 判例集未登載）は、一般に、大麻の密輸入と密輸入された当該大麻の所持の「罪数関係は、その所持が輸入行為に伴う必然的結果として一時的になされるにすぎないと認められるときは、密輸入の罪に吸収されて所持の別罪を構成しないが、その所持が輸入行為の必然的結果を離れて社会通念上別個独立の行為として評価し得る場合には別罪を構成し、両者は併合罪の関係に立つと解される」と説示し、本件事実について、前回勾留の被疑事実と本件勾留の被疑事実とは、「社会的事実としては、一連一体の事実であって、関係者も同一であり、必要とされる捜査の内容も、その大半が共通する」と考えられ、「このような両事実の実質的な同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等を考慮すると」捜査機関には前回勾留中に同時処理義務があったと解することが相当だとして、本件勾留請求を「不当な蒸し返しとして却下すべき」だと説示し、原々裁判を取り消して勾留を却下した。これに対して、検察官が特別抗告をした。

決定の要旨

「所論に鑑み職権により調査すると、原決定が、本件勾留の被疑事実である大麻の営利目的輸入と、本件勾留請求に先立つ勾留の被疑事実である規制薬物として取得した大麻の代替物の所持との実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できないが、いまだ同法 411 条を準用すべきものとまでは認められない」。

なお、三浦守裁判官の補足意見が付されており、「本件の被疑事実と前件の被疑事実とは、一連の

ものであって密接に関連するが、社会通念上別個独立の行為であるから、併合罪の関係にあるものと解されるところ、両事実の捜査に重なり合う部分があるといっても、本件の被疑事実の罪体や重要な情状事実については、前件の被疑事実の場合より相当幅広い捜査を行う必要があるものと考えられる」とした上で、「原決定が、両事実の実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、捜査機関が、前件の被疑事実による勾留の期間中に、本件の被疑事実の捜査についても、同時に処理することが義務付けられていた旨の説示をした点は、刑訴法 60 条 1 項、426 条の解釈適用を誤ったものというほかない」と指摘した。もっとも、「本件の証拠関係、捜査状況のほか、被疑者が原決定により釈放され、既に相当の日数が経過していること等も考え合わせると、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められるとすることについては、わずかながら躊躇を覚える」として、411 条を準用すべきものとまでは認められない旨を説示した。

判例の解説

一　本決定は、前回勾留と一定の関係を有する被疑事実に基づく勾留の可否について判断したものであり、関連する被疑事実により反復して逮捕勾留がなされたかのようにも見える事案への対応について、説示した点で一定の意義を有する。

二　本件事案は、講学上、一罪一逮捕一勾留原則という名で議論されていた問題領域に近い。講学上、実体法上一罪の関係にある複数の被疑事実については、それらを分割した上で、複数回にわたり逮捕・勾留することは原則として許されないと説明されてきた。その理由として、①逮捕・勾留の時間制限が、被疑者の負担を考慮してその利益を保護するために設けられたものである以上、被疑事実よりも広い範囲で後の逮捕・勾留を遮断すると解する余地があること、②一般に、刑罰権の実現を目的とし、刑罰権を単位として行われる刑事手続において、刑罰権が 1 個しか生じない実体法上一罪を構成する事実については、被疑者・被告人の手続負担に配慮し、1 個のものとして、1 回の手続で同時処理する要請が働くこと、③一般に、実体法上一罪の関係にある犯罪事実は、相互に密接な関連性を有し、なすべき捜査に重なる部分が少なくないから、分割して順次に逮捕・勾留することを許せば、実質的に身体拘束の蒸し返しとなり、その時間制限を無意味にしかねない危険があることが、挙げられている[1)]。

この①②③の論理は、それぞれ性質に相違がある。①は、逮捕・勾留の理由となった被疑事実よりも広い範囲の事実についても、逮捕・勾留の時間制限の趣旨を及ぼすべきだというものであり、どのような範囲の被疑事実まで考慮できるかを限界づける論理ではない。③は、逮捕・勾留の時間制限の趣旨を及ぼすべき事実の範囲を一定程度限界づけるが、「相互に密接な関連性を有する」事実、「なすべき捜査に重なる部分が少なくない」事実は、必ずしも実体法上一罪に限られず、本件のように併合罪の関係にある事実においても生じうる。そのため、③は一罪一逮捕一勾留原則にいう「一罪」を実体法上一罪に限定する必然性を伴うわけではない。これに対して、②は、刑罰権の個数に着目した論理であり、「一罪」を実体法上一罪に限定する決定的な論理である[2)]。

そこで、原決定を確認すると、原決定は、本件の前回勾留と本件勾留各々の被疑事実が併合罪の関係にあることを指摘しつつも、「社会的事実」として「一連一体の事実」だとして本件勾留請求を斥けているが、それは上記③の論理が、本件においても該当するものと考えた結果だと整理できるように思われる。実際、準抗告審において本件弁護人は、前回勾留の被疑事実と本件勾留の被疑事実が「一連の流れ」にあるところを「恣意的に分断」している点（前回勾留と本件勾留の被疑事実が相互に密接な関連性を有していること）、そして、証拠が前回勾留と本件勾留で共通しており収集済みである点（なすべき捜査に重なる部分が多いこと）を強調する主張をしており、上記③の論理に沿うものだったといえる[3)]。上記①の論理は、それ自体は被疑事実よりも広い範囲の事実について逮捕・勾留の時間制限の潜脱防止を要求するものであり、原決定は明示的には触れていないものの、所与の前提としているものと思われる。原決定が触れていないのは、上記②の観点の議論である。

これに対して、本決定は、前回勾留の被疑事実と本件勾留の被疑事実の「実質的同一性」や、「両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等」のみから「前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できない」としている。上述した原決定の論理に照らせば、実質的には上記①③のみの論理によって、同時処理義務を観念することを不適切だと考えた可能性がある。そうだとすれば、本決定が同時処理義務の有無を検討する際に期待する、考慮すべき要素は、上記②の観点であり、刑罰権の個数に着目した上で、実体法上一罪の関係にあるか否かを重視して判断すべきだとの姿勢を示したと読むことが可能である。このような読み方を施すとすれば、本決定は、併合罪の関係にある複数の被疑事実について、同時処理義務は生じないとの考え方を前提としていたものと解することになる。他方で、捜査機関が前回勾留で特に証拠を収集済みであるなどの事情がある場合には、本件勾留において必要性の要件を欠いて違法となる余地が残る、ということになる。この理解に依拠する場合、原決定は、一罪一逮捕一勾留原則の問題として、同時処理義務の有無を検討すべき事案ではなかったのであり、勾留の必要性の有無を、前回勾留の捜査状況に照らして判断すべきだったということになる[4)]。そして、補足意見が「前件の被疑事実の場合より相当幅広い捜査を行う必要がある」と説示した趣旨は、本件勾留の必要性がなお存在することを示唆する趣旨として読むべきことになろう。まとめると、併合罪の関係にある複数の犯罪事実について、捜査機関に判明していて同時に処理することが可能である場合には[5)]、一罪一逮捕一勾留原則ではなく、事案ごとに前回勾留の捜査の状況を勘案した上で、本件勾留の必要性を審査して対処することになる[6)]。

もっとも、この理解によるとすれば、本決定が裁判実務における指針として機能するためには、端的に実体法上一罪のときに同時処理義務が生じ、本件はそれに該当しない旨を説示すべきだったように思われる。本決定の説示では、結局のところ、どのような場合に同時処理義務が発生するのか、被疑事実の同一性（ないし単一性）をどのように判断すればよいのかが明らかではない。

三　これに対し、そもそも、本決定の説示は、（実体法上一罪の関係にある複数の被疑事実を分割して逮捕・勾留することの可否を検討する際に）同時処理義務を観念して議論すべきか否かそれ自体も、一義的に明確ではないという評価もありうる。捜査手続が刑罰権の個数に縛られること自体に懐疑的な見解からすれば[7)]、本決定が、積極的に上記②の観点や同時処理義務を設定しうる場合について説示しなかったこと自体に意義を見出すかも知れない。この理解は、上記③の不当な蒸し返し防止という政策目的によって本件勾留の可否を検討すべきだとしつつ、被疑事実の同一性（単一性）の範囲を明確にするために、実体法上一罪という基準を採用すべきだとする。その上で、実体法上一罪の関係にある複数の被疑事実を分割して逮捕・勾留することを例外的に許容できるか否かは、再逮捕・再勾留と同じ枠組み――事情変更の有無や不当な蒸し返しに該当するか否か――で判断すれば足りると主張する[8)]。

この見解に依拠して、補足意見を読むならば、本件勾留が不当な蒸し返しに該当しないことを指摘する趣旨として理解することになろう。もっとも、本決定の「実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、……捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できない」との説示からすれば、他の考慮事情も加味すれば、同時処理義務を観念しうることを前提としていると読むのが自然なように思われる。

四　他方で、併合罪の関係にある被疑事実にも同時処理義務を観念できることを前提とした上で、本決定は、原決定が同時処理の可能性を充分に検討していないことを問題としている――と読む理解も主張されている[9)]。この理解は、近時の下級審裁判例に、併合罪の関係にある複数の被疑事実についても、実質的に同一性が認められる場合には、同時処理の可能性を勘案し、同時処理が可能な場合には、前回勾留と同一性のある被疑事実による勾留請求は認めないとしている事例があることに依拠している[10)]。このような読み方を施す見解によれば、補足意見が「前件の被疑事実の場合より相当幅広い捜査を行う必要がある」と説示した趣旨は、同時処理の可能性に関する検討

が不充分であることを指摘する趣旨だという。

この理解は、上記②の論拠に依拠せず、実質的には上記③の論理によって一罪一逮捕一勾留原則を基礎づけることになる。しかも、上述した各見解と異なり、被疑事実の同一性が認められる場合を実体法上一罪に限定せず、より広く併合罪の関係にある複数の被疑事実についても同時処理義務が及ぶことを認めることになる。このような理解を支える理由としては、被疑事実の同一性について、捜査段階においては公判段階の公訴事実の同一性とは異なり、捜査の流動性に鑑みて緩和されるというものが考えられる。この論理に依拠すれば、実体法上一罪という基準を採用せず、併合罪においても同時処理義務が生じうるとの説明をとりうる。

しかし、本決定は基準の不明確性の問題を先送りし、同時処理義務の可能性の検討を求めたにとどまるものと評価することになろう。他方で、被疑事実の同一性の範囲について、実体法上一罪で画するという明確な基準を手放すことになる。そのため、同時処理の可能性を検討すべき場合か否かを決する「実質的な同一性」とはどのような場合を指すのかが、深刻な問題となってしまう。捜査機関の現行犯逮捕の時機如何で罪数が併合罪か実体法上一罪かが変化する結果生じた、本件のような捜査機関の恣意的な逮捕・勾留の被疑事実の選択という問題については、むしろ、クリーン・コントロールド・デリバリーの下での代替物所持罪と営利目的輸入罪の罪数関係を再考することによって対応すべきように思われる。あるいは、捜査機関が実体法上一罪の関係にある事実を殊更に併合罪で処理したといえる場合には、逮捕・勾留期間の潜脱の意図の存在を理由に、本来処理されるべきであった事実関係たる実体法上一罪を基準として同時処理義務を導きうるように思われる。なお、本件がこのような場合にあたるかは、原判断を読んでも必ずしも明らかではない。

五　本決定は、原決定の考慮した要素のみで同時処理義務が存する旨の結論を導くことができないことを説示したにとどまり、積極的に、同時処理義務が生じる場合や、同時処理義務という概念の使用を宣言したわけではない。そのため、裁判実務上の指針としての明確性を欠き、一般論が抽出しにくいように思われる。ただ、同時処理義務概念を用いようとするならば、その基準を明確にする観点から、基本的には、上述した諸理解のうち、最初に示した理解に基づいて本決定の読みを施すべきではなかろうか。

●――注

1）大澤裕「被疑者の身体拘束――逮捕・勾留に伴う諸問題 (4)」法教 456 号（2018 年）133 頁以下、136 頁。

2）再逮捕・再勾留原則との関係を含めて、小島淳「一罪一逮捕一勾留の原則に関する一考察」研修 829 号（2017 年）3 頁以下、7～13 頁参照。

3）片岸寿文「再勾留を否定した準抗告に対する特別抗告」刑弁 99 号（2019 年）98 頁以下、100 頁。

4）この理解を採るように読めるものに、匿名記事「本件判批」判時 2406 号（2019 年）70～71 頁、原田和往「本件判批」法教 465 号(2019 年)155 頁。この理解によれば、前回勾留において証拠を収集済みであれば、罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由が失われ、あるいはその現実的可能性が大幅に低下する点で、勾留の必要性が失われうる。これは、一罪一勾留原則に依拠した説明ではない。

5）この場合に、ことさらに分割して逮捕・勾留を反復することは、権限の濫用にあたるとするものに、小林充「逮捕権の濫用的行使が問題となる事例」新関雅夫ほか編『増補令状基本問題・上』（一粒社、1996 年）125 頁。また、最決昭 52・8・9 刑集 31 巻 5 号 821 頁参照。

6）石田倫識「本件判批」法セ 770 号（2019 年）122 頁は、捜査機関の恣意的判断を可及的に排斥するために、併合罪関係と評価されたとしても、同時処理の可能性があったとみなすべきだと批判する。しかし、前回勾留に引き続く本件勾留の審査において、本件勾留の必要性を厳格に判断して対応するという方策もありうるだろう。三浦補足意見が、本件勾留の必要性についてのものだとすれば、罪証隠滅の現実的可能性の程度（最決平 26・11・17 判時 2245 号 124 頁②事件）と諸利益との衡量をどこまで意識した説示なのかは、疑問とする余地がある。

7）古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第 2 版〕』（有斐閣、2015 年）77 頁、川出敏裕「逮捕・勾留に関する諸原則」刑ジャ4 号（2006 年）143 頁以下、144 頁等。

8）川出・前掲注 7）145～147 頁。

9）石田・前掲注 6）122 頁、佐藤元治「本件判批」刑弁 99 号（2019 年）102 頁以下、103 頁。

10）大阪地決平 21・6・11 判タ 1321 号 283 頁等。

一橋大学教授　**緑　大輔**